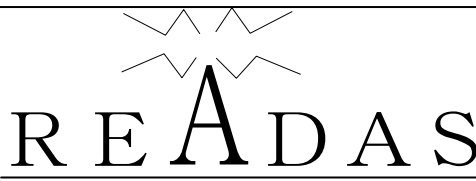


第 4550 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース
		(2012年)平成24年 8月17日 金曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

税務署職員が退職後税理士業務をする場合

Q：税務署の職員が退職して税理士として独立することが多いですが、独立に際して何か制限されることはあるのですか？

A：税理士法42条に一定の制限が課せられています。

【解説】

税務署に勤務していた職員が退職して税理士になるケースは多いですが、職員が退職時の地位や縁故を利用して退職後の顧客の開拓を図るということは好ましくないことから、税理士法42条において、一定の制限が課せられています。

「税理士法42条」

国税又は地方税に関する行政事務に従事していた国又は地方団体の公務員で税理士になったものは、離職後1年間は、その離職前1年以内に占めていた職の所掌に属すべき（例えば調査を行った納税者から税理士業務の委嘱を受ける場合など）事件について税理士業務を行ってはいけない。但し、国税庁長官の承認を受けた者については、この限りではない。

なお、この法律に違反した者には、税理士法上の懲戒処分（①1年以内の税理士業務の停止又は②税理士業務の禁止）や罰則規定（1年以下の懲役又は100万円以下の罰金）が適用されます。

この場合における税理士業務とは、税務代理、税務書類の作成、税務相談を反復継続して行い又は反復継続して行う意思をもって行うことをいい、必ずしも有償であることを要しません。

